

国 第 238 号
平成29年9月21日

関市国民健康保険運営協議会
会 長 太 田 正 志 様

関 市 長 尾 関 健 治



平成30年度国民健康保険税の見直しについて（諮問）

国民健康保険制度は、国民皆保険を支える重要な基盤となる医療保険制度ですが、社会経済情勢の変化や高齢者及び低所得者の加入割合が高いという構造的な課題を抱えており、その財政基盤は非常に脆弱なものとなっております。

このような状況を踏まえ、医療保険制度の安定化を図るために平成30年4月から国民健康保険制度改革による都道府県単位化が行われ、県が財政運営の主体となります。県へ納付金を納めるために県が示す標準保険料率を参考に市町村が保険料率を定め、税を賦課徴収する仕組みが始まることとなっております。

本市では、これまで関市国民健康保険事業財政健全化計画を策定し、国民健康保険税の収納率向上対策や医療費適正化の推進等の実施により財政健全化に努めてきましたが、財源不足のため、平成25年度から毎年、一般会計からの3億5千万円の法定外の繰り入れを実施しております。

今後も国民健康保険制度を安定的に維持していくためには、世代間・世代内の負担の公平化を図る必要があり、国民健康保険被保険者に応分の負担をしていただくことを考えているところです。

以上のことから、平成30年度の国民健康保険税の見直しについて、下記により諮問します。

記

1. 平成30年度国民健康保険税の見直しについて
 - (1) 賦課方式の見直し
 - (2) 税率の見直し

2. 法定外一般会計繰入の見直しについて